

議会議案第44号

公益社団法人鎌倉市観光協会の助成に関する条例の制定について

公益社団法人鎌倉市観光協会の助成に関する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘
同	同	上	渡	邊	昌一郎
同	同	上	上	畠	寛弘

(提案理由)

公益社団法人鎌倉市観光協会の助成について、必要な事項を定めるものである。

## 公益社団法人鎌倉市観光協会の助成に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、鎌倉市の観光事業の振興と健全なる発展に努め、併せて国際観光の振興に寄与することを目的として、観光宣伝及び観光客の誘致等に関する事業を行う公益社団法人鎌倉市観光協会（以下「鎌倉市観光協会」という。）に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

### (申請の手続)

第2条 鎌倉市観光協会が助成を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (使用の制限)

第3条 鎌倉市観光協会は、その助成に係る補助金若しくは貸付金又はその他の財産を目的外に使用してはならない。

### (返還命令)

第4条 市長は、鎌倉市観光協会が次の各号の一に該当したときは、すでに交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けた財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第2条及び第3条の規定に違反したとき。
- (2) 申請書等の記載事項が事実と相違したとき。
- (3) その他不正行為があつたと認めたとき。

### (適用)

第5条 この条例の規定は、鎌倉市観光協会に対するすべての助成について適用する。

### (委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。